

各 位

不動産投資信託証券発行者  
 ケネディクス・レジデンシャル・ネクスト投資法人  
 代表者名 執行役員 川島 哲  
 (コード番号: 3278)

資産運用会社  
 ケネディクス不動産投資顧問株式会社  
 代表者名 代表取締役社長 寺本 光  
 問合せ先  
 レジデンシャル・リート本部戦略企画責任者 長又 美智留  
 TEL: 03-5157-6011

ケネディクス株式会社及びケネディクス・インベストメント・パートナーズ株式会社との不動産情報提供等に関する覚書の解約並びにサポート契約の承継及び解約に関するお知らせ

2023年6月13日付「ケネディクス・オフィス投資法人、ケネディクス・レジデンシャル・ネクスト投資法人及びケネディクス商業リート投資法人の合併契約締結に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、ケネディクス・レジデンシャル・ネクスト投資法人(以下「本投資法人」といいます。 )は、2023年11月1日を合併の効力発生日として、ケネディクス・オフィス投資法人(以下「KDO」といいます。 )を吸収合併存続法人、本投資法人及びケネディクス商業リート投資法人(以下「KRR」といいます。 )を吸収合併消滅法人とする吸収合併(以下「本合併」といいます。 )を実施する予定です。

本合併に伴い、本投資法人及び本投資法人がその資産の運用を委託するケネディクス不動産投資顧問株式会社(以下「本資産運用会社」といいます。 )は、ケネディクス株式会社(以下「KDX」といいます。 )及びケネディクス・インベストメント・パートナーズ株式会社(以下「KIP」といいます。 )との間で締結している不動産情報提供等に関する覚書を、本合併の効力発生を条件として、本合併の効力発生日付で解約する旨の合意書を締結することを、本日決定いたしましたのでお知らせいたします。

また、本投資法人及び本資産運用会社は、各サポート会社(下記「1. 本合併後の各サポート契約の状況」の「サポート会社」欄に記載されている各社をいいます。以下同じです。 )との間で締結している各サポート契約について、本合併の効力発生を条件として、本合併の効力発生日付で、本投資法人の地位をKDOが承継する、又は解約する(以下上記の各契約・覚書の承継及び解約を、「本承継及び解約」といいます。 )旨の合意書を締結することを、本日決定いたしましたので、併せてお知らせいたします。なお、KRRと本資産運用会社がKDX及びKIP又はKRRのサポート会社と締結している各サポート契約の取扱いについては、KRRにおいて決定次第、KRRより公表いたしますので、当該プレスリリースをご参照ください。

記

1. 本合併後の各サポート契約の状況

サポート会社	サポート契約	本合併後の状況
KDX及びKIP	2013年10月1日付不動産情報提供等に関する覚書(以下「本サポートライン覚書」といいます。 )	解約
株式会社住協ホールディングス	2017年6月15日付サポート契約(以下「合併後サポート契約」といいます。 )	KDOが承継
三菱UFJ信託銀行株式会社	2015年6月10日付スポンサー・サポート契約(ジャパン・シニアリビング投資法人の地位を本投資法人が、ジャパン・シニアリビング・パートナーズ株式会社の地位を本資産運用会社がそれぞれ承継)(以下「解約対象サポート契約」と総称します。 )	解約
株式会社SBI新生銀行(旧商号:株式会社新生銀行)		
株式会社長谷工コーポレーション		

## 2. 本承継及び解約の理由

本サポートライン覚書については、2023年9月22日付「ケネディクス株式会社及びケネディクス・インベストメント・パートナーズ株式会社との不動産情報提供等に関する覚書の変更に関するお知らせ」にてKDOがお知らせしたとおり、その内容を実質的に本合併後のKDO(以下「新投資法人」といいます。)が承継することに伴いこれを解約します。

また、合併後サポート契約及び解約対象サポート契約については、新投資法人が、これまで本投資法人が主な投資対象としてきた居住用施設及びヘルスケア施設等についても投資対象とする予定であることから、本合併に際しその承継、変更又は解約の要否について検討した結果、合併後サポート契約についてはKDOに承継するとともに、解約対象サポート契約については解約することとしました。

## 3. 合併後サポート契約の内容

合併後サポート契約の内容は、以下のとおりです。

サポートの内容	<p>i. 不動産等売却情報の提供</p> <p>株式会社住協ホールディングス(以下「サポート会社」といいます。)は、本投資法人及び本資産運用会社の定める投資方針に合致する不動産、不動産信託受益権、不動産対応証券又は不動産を裏付けとする匿名組合出資持分等のうち、その本体をなす不動産又はその裏付けとなる不動産の用途を限定することなく、オフィス、居住用施設、商業施設、ヘルスケア施設、物流施設、宿泊施設その他様々な用途の不動産であるもの(開発段階の不動産に係るものを含み、以下「適格不動産等」といいます。)を売却しようとする場合には、本投資法人及び本資産運用会社に対し、売却希望条件その他当該適格不動産等に関する情報(以下「本売却情報」といいます。)を第三者に優先して提供するものとされており、サポート会社は、本投資法人又は本資産運用会社に本売却情報を提供した場合、当該情報提供日から、本投資法人又は本資産運用会社が当該適格不動産等について、購入に関する検討を終了した旨の通知をサポート会社が受領する日又は当該情報提供日から30日が経過する日のうち、いずれか早い日までの間、当該適格不動産等の売却に関する情報を他の第三者に提供しないものとされています。ただし、サポート会社が行政機関の要請(土地収用等を含みます。)に基づいて適格不動産等を売却する場合、当該適格不動産等について、サポート会社と第三者との合意により予め優先交渉先が決められている場合又はサポート会社と本投資法人若しくは本資産運用会社間にて別途合意した場合には、この限りではありません。</p>
期間	<p>本契約の有効期間は、本合併の効力発生日から1年間とします。</p> <p>有効期間満了日の3か月前までに本契約当事者のいずれかから他の当事者全員に対して更新拒絶の意思表示がなされなかった場合は、本契約は、契約期間満了日の翌日から1年間更新されるものとし、以後もこの例によるものとします。</p>

以上

\*本投資法人のウェブサイト:<https://www.kdr-reit.com/>